

住宅の応急修理制度に係る協定の締結について

災害救助法

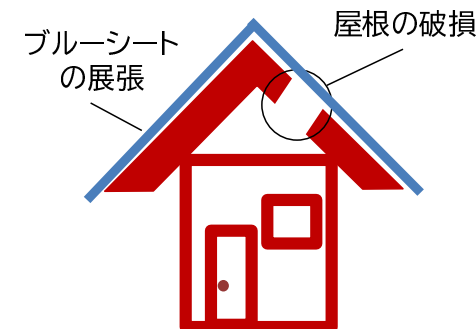
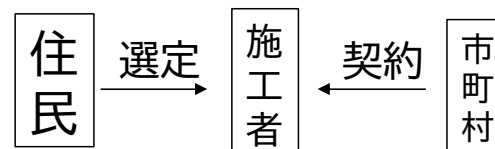
（第4条：被災した住宅の応急修理（以下2種類の制度に分類））

① 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

概要：災害による被害を受け、穴が空くなどした屋根等に対し、
雨水の浸入を防止するため
ブルーシートの展張等を緊急的に行うもの

補助額：1世帯あたり53,900円まで

契約方法：被災者が選定した施工者と市町村が契約



② 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

概要：災害による被害を受けた屋根、壁、窓、台所、トイレなど
日常生活に必要な最小限度の部分を、住家に引き続き
住み続けるために修理するもの

補助額：1世帯あたり739,000円まで

契約方法：被災者が選定した施工者と市町村が契約

